構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成17年 月 日

内閣総理大臣 殿

長沼町長 板 谷 利 雄

平成16年3月24日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

- 1.変更事項別記のとおり
- 2.変更事項の内容 別記のとおり

1. 変更事項

(1)構造改革著区別区域計画書のうち下記の事項

- 5. 構造改革特別区域の意義
- 6. 構造改革特別区域計画の目標
- 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 8.特定事業の名称

(2)別紙

別紙(特定事業番号707)の追加、別紙(特定事業407)の削除

2.変更事項の内容

5. 構造改革特別区域計画の意義

変更後

(略)

同特区計画により農家民宿の開設などを 核とするグリーン・ツーリズム推進に向けた 農家等の取り組みを発展させ、都市に向かっ て開かれた地域づくりが可能となる。

現在、同特区計画に基づき受入れ農業者の 組織である「長沼町グリーン・ツーリズム運 営協議会」を中心として、全国展開となった 「農家民宿における簡易な消防用設備等の 容認事業」を活用し、旅館業経営許可の申請 事務を進めている。

また本町では、昨年12月長沼町議会において、地産地消、食育を目指すため「長沼町スローフード宣言」を議決しており、今後構造改革特別区域法による酒税法の特例(707)の有効活用により、濁酒を地域固有のスローフードとすることができる。

地元農産物による美味しい料理や濁酒の 提供等、魅力的な農家民宿(ファームイン) の運営を核とするグリーン・ツーリズム推進 に向けた農家等の取り組みを発展させ、都市 に向かって開かれた地域づくりが可能とな る。

変更前

(略)

同特区計画により農家民宿の開設などを 核とするグリーン・ツーリズム推進に向けた 農家等の取り組みを発展させ、都市に向かっ て開かれた地域づくりが可能となる。

变更後

(1) 農家民宿事業」を強力に推進するため、 各農家と膝詰めの対話による直接的な 働きかけを行い事業の啓蒙を積極的に 進めることにより、民宿という都市と の交流拠点を確保する。事業の立上げ 時は、ホスト農家の負担を軽減するた め一泊・朝食のみを提供するヨーロッ パ型の「B&B(Bed and Breakfast) 事業」からスタートし、講習会による スキルアップを経て、朝夕食提供の農 家民宿(ファームイン)修学旅行生受 入事業への展開を目指す。

> また、同事業実施により農産物直送 契約などによる農家所得の向上。更に は、郷土料理・郷土芸能・イベントの 事業化、来訪者の芸術活動・地域内消 費活動など、総合的・複合的な経済効 果<u>を追及する。特に、構造改革特別区</u> 域法による酒税法の特例(707)に よる地元農家が自ら栽培した米等を活 用して製造した濁酒の提供・販売や農 産物直売契約など、地域農業の六次産 業化を重点的に推進する。

変更前

(1) 農家民宿事業」を強力に推進するため、 各農家と膝詰めの対話による直接的な 働きかけを行い事業の啓蒙を積極的に 進めることにより、民宿という都市と の交流拠点を確保する。事業の立上げ 時は、ホスト農家の負担を軽減するた め一泊・朝食のみを提供するヨーロッ パ型の「B & B (Bed and Breakfast) 事業」からスタートし、講習会による スキルアップを経て二泊三日・朝夕食 提供の「修学旅行生受入事業」への展 開を目指す。また、同事業実施により 農産物直送契約などによる農家所得の 向上。更には、郷土料理・郷土芸能・ イベントの事業化、来訪者の芸術活 動・地域内消費活動など、総合的・複 合的な経済効果による農業の高付加価 値化を図る。

变更後

変更前

(略)

これら事業における滞在型体験活動の拠点 として「農家民宿事業」の段階的な事業展開 を図ることが重要である。「気軽に・気まま に・気さくに」を合言葉に「カジュアル・ツ ーリズム」を目指し、来る人・受け入れる人 の心理的・経済的負担を軽減する一宿一飯の 「 B & B (Bed and Breakfast)事業」からス タートする。

今後、講習会によるスキルアップを経て、 農家民宿(ファームイン)による濁酒の提供・ 販売等の事業展開を図る。

これら各種事業により、農業農村への理解 を深めるとともに地元農産物の消費拡大など 新たな『アグリビジネス』として定着させ、 町民と顔見知りのファンやリピーターを確保 し、一大集客産業として発展させることで、 長沼町経済全体の構造改革が可能となる。

交流者数 現状約500人 目標...平成20年 度 6,000 人

農家民宿 現状0戸 目標…平成17年度 60 戸 平成 20 年度 100 戸

事業効果

都市消費者による農村評価(スローフー ド・スローライフ)の高まり

異業種間(農業・観光)での事業実施によ アスパラガス:6 🕍 18 🕍 る総合的経済効果

朝採り野菜等の栽培面積の増加

アスパラガス:6 紀 18 紀

農産物の販路拡大

直売・宅配の更なる増加が見込める

(略)

これら事業における滞在型体験活動の拠点 として「農家民宿事業」の段階的な事業展開 を図ることが重要である。「気軽に・気まま に・気さくに」を合言葉に「カジュアル・ツ ーリズム」を目指し、来る人・受け入れる人 の心理的・経済的負担を軽減する一宿一飯の 「 B & B (Bed and Breakfast)事業」からス タートする。

これら各種事業により、農業農村への理解 を深めるとともに地元農産物の消費拡大など 新たな『アグリビジネス』として定着させ、 町民と顔見知りのファンやリピーターを確保 し、一大集客産業として発展させることで、 長沼町経済全体の構造改革が可能となる。

交流者数 現状約500人 目標...平成20年 度 5,000 人

農家民宿 現状 0 戸 目標...平成 16 年度 60 戸 平成 20 年度 100 戸

事業効果

都市消費者による農村評価(スローフー ド・スローライフ) の高まり

異業種間(農業・観光)での事業実施によ る総合的経済効果

朝採り野菜等の栽培面積の増加

農産物の販路拡大

直売・宅配の更なる増加が見込める JA共選所等出荷と比較し、所得増加が見込 める

宿泊料の収入増加

める

宿泊料の収入増加

交流者数 目標 6,000 人の 1/5 の 1,200 人が 宿泊すると予想し、1人@2,000円で | 交流者数 目標5,000人の2/5の2,000人が 2,400,000 円の収入増加

ファームレストランの収入増加 交流者数 目標 6,000 人の 2/5 の 2,400 人が |増加 B&B、又は日帰り型の農業体験をすると予 想し、1人@1,500 円で 3,600,000 円の収入 増加

JA共選所等出荷と比較し、所得増加が見込 │交流者数 目標 <u>5,000 人</u>の 1 / 5 の <u>1,000 人</u>が 宿泊すると予想し、1 人@2,000 円で 2,000,000 円の収入増加

> ファームレストランの収入増加 B&B、又は日帰り型の農業体験をすると予 想し、1人@1,500 円で 3,000,000 円の収入

【長沼町観光入込み客数の推移と目標】

(単位:人)

年度	H 11	H12	H13	H14	⊔ 15	H20
観光施設等	П 11	П12	п13	П 14	<u>H15</u>	(目標)
ハイジ牧場	174,353	174,290	181,384	182,869	<u>172,828</u>	195,000
マオイゴルフリゾート	49,900	41,447	39,969	32,443	23,819	34,000
ながぬま温泉	315,776	349,761	373,302	367,631	<u>364,018</u>	391,000
マオイオートランド	15,387	13,836	12,190	11,493	<u>10,259</u>	12,000
マオイの丘公園						
(ファームレストラン・	122,323	114,836	122,488	123,695	123,589	131,000
直売所)						
長沼スキー場	94,319	97,751	88,891	85,956	<u>75,742</u>	91,000
パークゴルフ場(5箇所)	98,303	99,792	119,371	132,267	<u>178,171</u>	141,000
グリーン・ツーリズム						6,000
合 計	870,361	891,713	937,595	936,354	948,426	1,000,000

8.特定事業の名称

変更後	変更前		
707特定農業者による濁酒の製造事業	407農家民宿における簡易な消防用設備等 の容認事業		

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長沼町グリーン・ツーリズム特区内で、農業体験民宿業その他酒類を営業所において飲用に供する 業を併せ営む農業者で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造・提供しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

- 4 特定事業の内容
 - (1)事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2)事業が行われる区域

長沼町全域

(3)事業の実施期間

上記2の記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4)事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能となり、手作りの酒を宿泊者などに提供・販売することで旅の付加価値が増し従来のリピーターのみならず、新たな誘客が図れることで地域の活性化が図れる。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿等を併せ営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を

製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、濁酒製造の取り組みによる新しい地場産品の創造と、農家の副収入のひとつの手段 ともなり、濁酒と併せて地元食材を提供することで、スローフード運動の柱である地産地消の促進 へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要であると考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。